

～地域住民の皆様へ～

～小型無人機（ドローン）を利用される関連業者（建設・塗装・瓦、農業等）の皆様へ～

平素より明野駐屯地に対するご理解とご協力ありがとうございます。

地域住民・関連業者の皆様へ小型無人機（ドローン）の飛行についてお知らせがあります。
内容につきましては以下をご覧ください。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の 飛行禁止に関する法律の一部改正について

【改正の概要】

- **対象施設周辺地域（イエローゾーン）として指定すべき地域の拡大**
⇒ 令和8年7月14日（火）より、対象施設周囲おおむね1,000メートルの地域に拡大（明野駐屯地に関する詳細図は防衛省ホームページ内「[自衛隊の対象防衛関係施設一覧](#)」参照、略図は下図をご覧ください。）
- **罰則の創設**
イエローゾーン上空で、事前通報なく小型無人機等の飛行を行った者に対する罰則を創設
⇒ 法定刑：6月以下の禁固刑又は50万円以下の罰金
- **対象施設の安全確保のための措置に関する規定の整備**
対象施設に対する危険を未然に防止するために警察官がとることができる措置に、対象施設の管理者その他関係者についても必要な措置をとることができることを明確化

【小型無人機等の飛行同意申請について】

- **概要**
「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」により明野駐屯地の敷地及び周辺おおむね1,000メートルの地域の上空において小型無人機等を飛行させる場合には申請が必要です。（[詳細は防衛省ホームページをご覧ください。](#)）
- **申請方法**
 - ⇒ **明野駐屯地の敷地上空の場合**
小型無人機等の飛行を行う10営業日前（土日・祝日を含めず。）までに、飛行同意申請書を提出していただく所要が発生しますので、次の手順により申請してください。
 - ① 電話による通報
 - ② 飛行同意申請書に記入いただき、メール又は郵送で申請してください。
 - ⇒ **明野駐屯地の周囲おおむね1,000メートルの上空の場合（土地の所有者等に許可を得た場合）**
 - ① 電話による通報
 - ② 小型無人機等の飛行を行う48時間前までに飛行通報書を記入いただき、メール又は郵送で通報をお願いします。

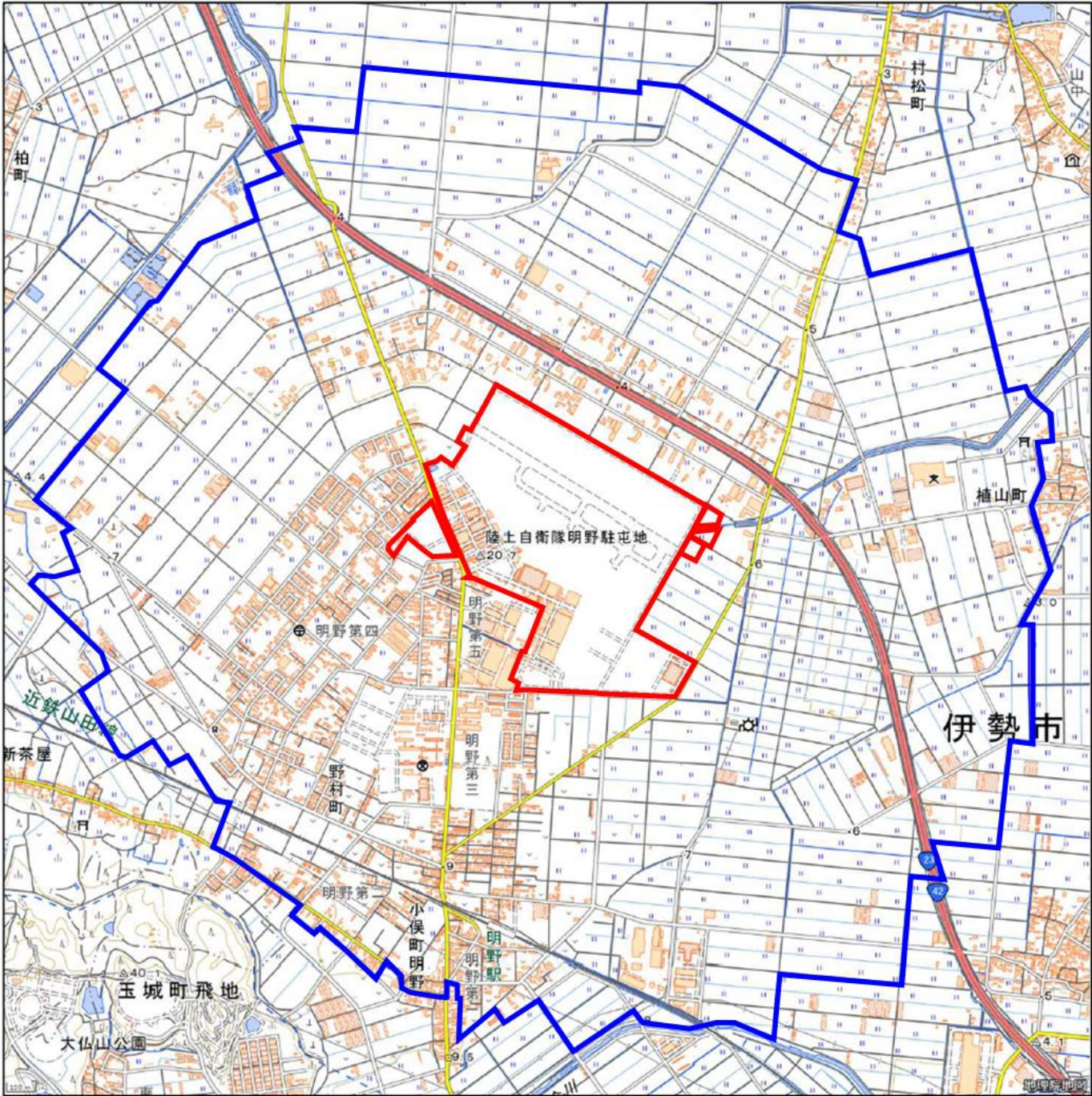
【航空法上の小型無人機等の飛行禁止空域の飛行について】

- **明野駐屯地は明野飛行場を維持・管理・運用しております。**
⇒ 本法律の改正とは別に、[航空法により空港等周辺（制限表面）の上空の空域は原則飛行禁止です。](#)安全の確保のため、航空法上の調整・確認（※）もよろしくお願いいたします。

申請先

担当者：明野駐屯地 航空学校総務部 警備訓練幹部
電話：0596-37-0111（内線226（※航空法：内線264））
メール：adm-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp
郵送先：〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野5593-1

陸上自衛隊明野駐屯地及びその周辺の指定地域



地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、表面下欄の部署にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域	レッドゾーン
対象施設周辺地域	イエローゾーン